

## 令和3年守山市議会9月定例会議提出議案(案)

### 1 付議件数

専決案件	—	件	その他の案件	—	件
認定案件	10	件	諮問案件	3	件
予算案件	3	件	推薦案件	—	件
条例案件	2	件	提出案件計	19	件
人事案件	1	件	(報告案件)	4	件

提出日 令和3年9月3日(予定)

### 2 議案概要

#### 【認定第1号】

令和2年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	47,046,077千円
歳出決算総額	45,858,495千円
歳入歳出差引額	1,187,582千円
翌年度へ繰越すべき財源	601,097千円
実質収支	586,485千円

#### 【認定第2号】

令和2年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,691,983千円
歳出決算総額	6,686,163千円
歳入歳出差引額	5,820千円
翌年度へ繰越すべき財源	—千円
実質収支	5,820千円

#### 【認定第3号】

令和2年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	123,597千円
歳出決算総額	118,559千円
歳入歳出差引額	5,038千円
翌年度へ繰越すべき財源	—千円
実質収支	5,038千円

【認定第4号】 令和2年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	8,720千円
歳出決算総額	4,290千円
歳入歳出差引額	4,430千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	4,430千円

【認定第5号】 令和2年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

<保険事業勘定>

歳入決算総額	5,421,902千円
歳出決算総額	5,335,956千円
歳入歳出差引額	85,946千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	85,946千円

<サービス事業勘定>

歳入決算総額	29,223千円
歳出決算総額	29,223千円
歳入歳出差引額	一千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	一千円

【認定第6号】 令和2年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	907,051千円
歳出決算総額	905,997千円
歳入歳出差引額	1,054千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	1,054千円

【認定第7号】 令和2年度守山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	219,971千円
歳出決算総額	218,470千円
歳入歳出差引額	1,501千円
翌年度へ繰越すべき財源	一千円
実質収支	1,501千円

**【認定第8号】 令和2年度守山市水道事業会計決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,408,521,919 円
支出決算額	1,478,555,935 円
資本的収入決算額	216,300,000 円
支出決算額	609,624,060 円
当年度純利益	111,971,307 円
当年度未処分利益剰余金	186,920,043 円

**【認定第9号】 令和2年度守山市下水道事業会計決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,211,641,063 円
支出決算額	2,164,904,725 円
資本的収入決算額	876,271,900 円
支出決算額	1,605,324,707 円
当年度純利益	21,411,701 円
当年度未処分利益剰余金	21,411,701 円

**【認定第10号】 令和2年度守山市病院事業会計決算の認定について**

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	574,320,708 円
支出決算額	347,538,216 円
資本的収入決算額	200,561,679 円
支出決算額	465,771,660 円
当年度純利益	221,208,492 円
当年度未処理欠損金	1,958,545,127 円

**【議第60号】 令和3年度守山市一般会計補正予算（第8号）**

歳入歳出補正額 641,833千円（補正後の額 30,362,576千円）

**【議第61号】 令和3年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

歳入歳出補正額 40,609千円（補正後の額 6,863,609千円）

**【議第62号】 令和3年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 42,971千円（補正後の額 5,380,971千円）

**【議第63号】 守山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案**

（制定概要） 情報通信技術（ICT）を活用した行政の推進により、行政運営の効率化を図り、市民の利便性の向上に寄与するため、市が受ける申請、届出や市が行う処分通知等

を、情報通信技術を利用する方法で行うために必要となる事項を定めるもの

(1) 市が受ける「申請等」、市が行う「処分通知等」「縦覧等」など、必要な用語を定義する。

(2) 市が電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの。以下「オンラインシステム」とする。）による申請、届出を受けるために必要な事項を定める。

ア 条例、規則で定める書面での申請、届出を規定している場合に、オンラインシステムにより行わせることができる。

イ オンラインシステムにより行われた申請、届出の到達日は、市のコンピューター（パソコン、サーバー、システム等）に記録された日とする。

ウ 申請、届出に署名が必要な場合は、個人番号カードの利用による電子署名等に代えることができる。

エ 使用料等が必要な場合は、クレジットカードの利用など、オンラインシステムを用いた納付ができる。

オ 申請、届出において、文書の原本の確認が必要な場合など、オンラインシステムでは困難な手続を除いたその他の手続は、オンラインシステムで行うことができる。

(3) 市が行う処分通知について、申請、届出と同様に、上記(2)のエを除く規定について、オンラインシステムで取り扱うことができる規定を追加する。

(4) 市が条例、規則で書面により縦覧、閲覧を行うことと規定している場合であっても、電磁的記録（以下「電子データ」）により縦覧、閲覧を行うことができる。

(5) 条例、規則で書面により作成することとされている場合においても、電子データで行うことができ、署名が必要とされている場合は、電子署名等で代えることができる。

(6) 対面により本人確認が必要な場合など、オンラインシステムには適さない手続の適用除外を規定する。

(7) 市が受ける申請、届出に添付すべき書類が規定されている場合であっても、添付書類から確認すべき情報が個人番号カードの利用等により入手もしくは参照できる場合は、省略することができる。

(8) 市長は、オンラインシステムでの手続を可能とした事務の一覧など、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、公表しなければならない。

(9) この条例の施行に関し必要な事項（対象事務およびその適用日等）は、規則で定める。

※ 施行日から公共施設予約システムに係る各施設の申請に関する事務に適用し、その他の事務は順次、規則で定める日から適用する。

（施行期日等）

(1) 施行期日 令和3年10月1日

(2) 守山市行政手続条例の一部を改正する。

行政処分の理由の提示を、申請書や添付書類だけでなく、個人番号カードの利用等により入手もしくは参照した情報をもって行うことができる規定を追加する。

**【議第64号】 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案**

(制定概要) 守山市行政経営方針に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料、手数料等について、1.1倍に増額する見直しを行おうとするもの

- (1) 守山市使用料および手数料条例の一部改正
  - ア 美術展覧会出品手数料の改正
  - イ 公民館の使用料の改正
  - ウ 生涯学習会館の使用料の改正
  - エ 勤労者余暇利用施設地域総合センタースポーツ広場夜間照明施設の使用料の改正
  - オ 勤労者余暇利用施設地域総合センタースポーツ広場テニスコート使用料の改正
  - カ 地域総合センター同和対策集会所の使用料の改正
  - キ 地域総合センター児童センター・遊戯室の使用料の改正
  - ク 地域総合センタースポーツ広場の使用料の改正
  - ケ 守山市下之郷史跡公園の使用料の改正
  - コ 近江妙蓮公園入園料の改正
  - サ 近江妙蓮公園妙蓮庵の使用料の改正
  - シ 野洲川立入河川公園多目的広場の使用料の改正
  - ス 守山市民交流センターの使用料の改正
  - セ 関係条文の引用条項の条ずれの整備
- (2) 守山市民文化会館の設置および管理に関する条例の一部改正  
守山市民文化会館の使用料の改正
- (3) 守山市守山駅前コミュニティホールの設置および管理に関する条例の一部改正  
守山市守山駅前コミュニティホールの使用料の改正
- (4) 野洲川歴史公園サッカー場の設置および管理に関する条例の一部改正
  - ア 天然芝コート（全面）の使用料の改正
  - イ 人工芝Aコートおよび人工芝Bコート使用料の改正
  - ウ 夜間照明施設使用料の改正
  - エ クラブハウス使用料の改正
- (5) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例の一部改正  
一般廃棄物処理手数料の改正
- (6) 守山市歴史文化まちづくり館の設置および管理に関する条例の一部改正  
歴史文化まちづくり館の利用料の改正
- (7) 守山市都市公園条例の一部改正
  - ア 守山市民スポーツ広場の利用料の改正
  - イ 守山市民スポーツ広場の備品利用料の改正
  - ウ 守山市民体育館アリーナの利用料の改正
  - エ 守山市民体育館多目的アリーナの利用料の改正
  - オ 守山市民体育館弓道場の利用料の改正
  - カ 守山市民体育館会議室・選手控室の利用料の改正

- キ 守山市民体育館備品の利用料の改正
- ク 守山市民運動公園テニスコートの利用料の改正
- ケ 市民球場の球場利用料の改正
- コ 市民球場の会議室等利用料の改正
- サ 市民球場の設備・備品利用料の改正
- シ 守山市民運動公園ソフトボール場の利用料の改正
- ス 美崎公園パークセンターの利用料の改正
- セ 美崎公園キャンプ場の利用料の改正

(施行期日等)

- (1) 施行期日 令和4年4月1日以後の規則で定める日
- (2) 経過措置 施行日以後の使用等に係る使用料、手数料は改正後の規定により徴収することができるものとする。

【議第65号】 守山市民教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

さと うち みどり  
里 内 緑 (荒見町在住) 新任  
(前任者: 石原慶子)  
任期 令和3年10月1日から(4年間)

【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

なか い ひで お  
中 井 英 雄 (伊勢町在住) 再任  
任期 令和4年1月1日から(3年間)

【諮問第3号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

ふじ き よし み  
藤 木 好 美 (矢島町在住) 再任  
任期 令和4年1月1日から(3年間)

【諮問第4号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

いま い とも はる  
今 井 知 春 (水保町在住) 再任  
任期 令和4年1月1日から(3年間)

**【報告第14号】 令和2年度健全化判断比率および資金不足比率について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— (比率なし)
連結実質赤字比率	— (比率なし)
実質公債費比率	4.5%
将来負担比率	0.2%
資金不足比率	— (比率なし)

**【報告第15号】 専決処分の報告について**

令和3年4月に埋蔵文化財センター敷地内で除草作業中に刈り払い機からの飛び石により、約10メートル先に駐車されていた自家用車のリアガラスを破損した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金451,000円

**【報告第16号】 専決処分の報告について**

令和3年6月に洲本町地先において、市道浜街道中野線を車両が走行中に路肩の一部欠損している箇所に左後輪のタイヤが転落したことにより、タイヤとホイールが損傷した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金14,230円

**【報告第17号】 専決処分の報告について**

令和3年7月に吉身会館に駐車しようとした際に、側溝のグレーチングが相手方車両下部を損傷した物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金7,358円

## 令和3年守山市議会9月定例会議 補正予算の概要

## 1 【議第60号】 令和3年度守山市一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出補正額 641,833 千円  
(補正後の額 30,362,576 千円)

## 補正概要

- ① 空き家活用推進補助金の補正  
令和3年3月に策定した「守山市空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用を推進するため補助金を拡充するもの 4,000千円  
市内全域の対象空き家等の所有者、賃借しようとする者を対象とし、限度額を現行の2,000千円から4,000千円に拡充
- ② 中学校給食の実施に係る費用の補正  
令和4年9月からの守山・守山北・明富中学校の給食実施に向け必要な費用を補正するもの  
(守山南中学校は令和3年9月から実施)  
給食用備品・消耗品の購入 52,200千円、給食調理業務の委託に係る債務負担行為 997,500千円(3小学校の更新分を含む)
- ③ 障害者グループホーム整備費補助金の補正  
国庫補助金の内示を受けた障害者グループホーム整備事業に補助を行うもの 30,793千円
- ④ 都市基盤の整備に係る費用の補正  
・市道の舗装修繕および改修費、交通安全施設整備費の増額補正 115,822千円  
・都市計画街路(大門野尻線)整備費の増額補正 292,642千円  
・新守山川改修事業用地の買戻しに係る費用の補正 52,146千円  
事業用地として市土地開発公社等により先行取得した土地を県に売却するため買い戻すもの
- ⑤ 浮気保育園回廊改修工事費の補正 28,270千円
- ◆新型コロナウイルス感染症対策費の補正
- ⑥ 小中学校トイレ清掃業務委託料の増額補正  
市内全小中学校の専門業者によるトイレ清掃について、当初予算に計上した1回分に加え、2回目分を追加するもの。小学校9校:817千円、中学校4校:312千円
- ⑦ 水産業アフターコロナ等対策補助金  
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある漁業組合がアフターコロナに向け経営継続に必要な経費を支援 6,800千円
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症検査費用補助の拡充(※予備費を活用、補正額には含まない)  
・社会的PCR検査等補助を保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ室、小中学校等に拡充 10,200千円  
予防のためのPCR検査、抗原検査に要する費用の4/5(上限17千円)を補助(対象を高齢者・障害者施設から拡充、補助率と上限も2/3(10千円)から拡充)  
・陽性者発生時の接触者以外の施設従事者・利用者に対するPCR検査費用補助を増額 9,544千円  
PCR検査費用の全額を補助(感染拡大に伴い想定費用を増額)
- ⑨ すこやかセンタートイレ人感センサー照明改修工事 2,971千円(※予備費を活用、補正額には含まない)

## 歳入歳出補正

(歳入)		千円
分担金及び負担金		68,209
土木費負担金	68,209	68,209
(大門野尻線栗東市負担金)		
国庫支出金		192,363
総務費国庫補助金		3,819
(個人番号カード交付事務費補助金)	1,819	
(空き家対策総合支援事業費補助金)	2,000	
衛生費国庫補助金		2,750
(感染症予防事業費等補助金)	2,750	
土木費国庫補助金		185,230
(社会資本整備総合交付金(道路事業))	185,230	
教育費国庫補助金		564
(学校保健特別対策事業費補助金(小学校))	408	
(学校保健特別対策事業費補助金(中学校))	156	
繰越金		255,461
繰越金		255,461
(前年度繰越金)	255,461	
諸収入		16,500
雑入		16,500
(浮気保育園回廊改修工事負担金)	16,500	



<b>市債</b>		<b>109,300</b>
土木債		109,300
(道路改良事業債)	109,300	
(歳出)		千円
<b>総務費</b>		<b>10,186</b>
総務管理費		8,367
(空き家活用推進補助金)	4,000	
(自治会集会所建設等補助金)	3,642	
(防犯灯設置工事)	725	
戸籍住民基本台帳費		1,819
(個人番号カード等券面印字システム更新)	1,819	
<b>民生費</b>		<b>59,063</b>
社会福祉費		30,793
(障害者グループホーム整備費補助金)	30,793	
児童福祉費		28,270
(浮気保育園回廊改修工事)	28,270	
<b>衛生費</b>		<b>28,954</b>
保健衛生費		4,510
(健康管理システム改修)	4,510	
清掃費		24,444
(環境施設整備に係る周辺地域振興対策事業交付金)	16,934	
(ごみ集積所緊急対策事業)	7,510	
<b>農水産業費</b>		<b>12,169</b>
農業費		5,369
(農業経営安定収入保険加入促進事業)	742	
(農業生産基盤整備補助金)	4,627	
水産業費		6,800
(水産業アフターコロナ等対策補助金)	6,800	
<b>商工費</b>		<b>3,822</b>
商工費		3,822
(駅前総合案内所非常階段改修工事)	3,822	
<b>土木費</b>		<b>460,610</b>
道路橋梁費		115,822
(簡易な舗装修繕、緊急小修繕)	30,000	
(舗装修繕等の市道改良事業)	69,822	
(交通安全施設整備事業)	16,000	
河川費		52,146
(新守山川対策事業に伴う用地買戻し)	52,146	
都市計画費		292,642
(都市計画街路事業(大門野尻線増額))	292,642	
<b>教育費</b>		<b>67,029</b>
小学校費		12,017
(トイレ清掃業務委託費の増額)	817	
(市内小学校緊急修繕工事)	11,200	
中学校費		1,812
(トイレ清掃業務委託費の増額)	312	
(市内中学校緊急修繕工事)	1,500	
社会教育費		1,000
(ルシオール アート キッズフェスティバル開催準備委託料)	1,000	
保健体育費		52,200
(守山・守山北・明富中学校給食備品等)	52,200	

**債務負担行為の補正**

追加

事 項	期 間	限 度 額
保育園保健検査事業	3年度～4年度	272
保育園給食調理業務委託事業(守山保育園、小津こども園、中洲こども園)	3年度～6年度	156,300
幼稚園保健検査事業	3年度～4年度	4,207
守山幼稚園外部搬入給食業務委託事業	3年度～4年度	18,893
ルシオール アート キッズフェスティバル開催事業	4年度	7,400
学校保健検査事業	3年度～4年度	24,447
学校給食従事職員検便検査等事業	3年度～4年度	1,056
学校給食調理業務委託事業(立入が丘小、玉津小、速野小、守山中、守山北中、明富中)	3年度～8年度	997,500

地方債の補正			
事業名	補正前	補正額	補正後
道路改良事業債	85,800	109,300	195,100

2 【議第61号】 令和3年度守山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
 歳入歳出補正額 40,609 千円  
 (補正後の額 6,863,609 千円)

補正概要

① 県国保保険給付費等交付金返還金についての補正

歳入歳出補正			
(歳入)			
			千円
諸収入			40,609
雑入			40,609
(保険給付費等交付金返還金)	40,609		
(歳出)			
諸支出金			40,609
償還金及び還付加算金			40,609
(保険給付費等交付金返還金)	40,609		

3 【議第62号】 令和3年度守山市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
 <保険事業勘定>  
 歳入歳出補正額 42,971 千円  
 (補正後の額 5,380,971 千円)

補正概要

- ① 国県支出金等返還金についての補正
- ② 一般介護予防事業における消耗品、備品購入(保険者努力制度交付金事業)  
 高齢者の転倒予防や口腔機能の低下予防に必要な物品(骨密度測定器、口腔ケア物品)の購入

歳入歳出補正			
(歳入)			
			千円
繰越金			40,200
繰越金			40,200
(繰越金)	40,200		
諸収入			2,771
雑入			2,771
(後期高齢者医療広域連合保険者努力制度交付金)	2,771		
(歳出)			
地域支援事業費			2,771
一般介護予防事業費			2,771
(一般介護予防事業費(消耗品・備品の購入))	2,771		
諸支出金			40,200
償還金及び還付加算金			40,200
(介護給付費国県支出金等返還金)	40,200		

# 新型コロナウイルス感染症にかかる対応

R3.8.24現在

濃厚接触者・接触者

感染拡大予防のための検査

## 現行

**該当しない** → R3.7.1～ **検査費用補助金** (市)

- ・高齢、障害、子どもの施設の従事者、利用者
- ・PCR検査、抗原定量検査
- ・補助率10/10

任意で受検（医療保険適用外）

**該当する** → 保健所での行政検査 (県) コロナ陽性者発生時

R3.8.10～ **まん延防止等重点措置区域重点的検査** (県)

- ・高齢者・障害者の入所・通所施設の従事者
- ・PCR検査（唾液）
- ・8月31日までに1回
- ・無料

R3.8.20以降予定 **イベントベースサーベイランス事業** (県)

- ・高齢者・障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設の職員、利用者、児童・生徒、園児
- ・各施設で普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合（別途検査基準による）
- ・PCR検査（唾液）

R3.8.20～ **高校等抗原簡易キットの配布** (国)

- ・高等学校、中等教育学校後期課程および特別支援学校高等部の生徒や教職員
- ・コロナの初期症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える者に抗原簡易キットを無償で配布

R3.6.1～ **社会的PCR検査等補助金** (市)

- ・高齢、障害施設の従事者
- ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査
- ・補助率2/3（上限10,000円/人/回）

## 変更後

R3.9.1～ **感染拡大に伴い予備費を増額**

**担当窓口の明確化**

主管	健康福祉部 すこやか生活課
担当	健康福祉部 介護保険課・障害福祉課 こども家庭部 こども政策課・保育幼稚園課・こども家庭相談課・子育て応援室 教育委員会事務局 保健給食課・保育幼稚園課

R3.9.1～ **社会的PCR検査等補助金** (市)

- ・高齢、障害施設の従事者、利用者
- ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査
- ・補助率4/5（上限17,000円/人/回）

R3.9.1～ **社会的PCR検査等補助金** (市)

- ・園、小中学校、児童クラブ等の従事者、生徒、児童、利用者
- ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査
- ・補助率4/5（上限17,000円/人/回）

R3.9.1～ **社会的PCR検査等補助金** (市)

- ・園、小中学校、児童クラブ等の従事者、生徒、児童、利用者
- ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査
- ・補助率4/5（上限17,000円/人/回）

R3.9.1～ **社会的PCR検査等補助金** (市)

- ・園、小中学校、児童クラブ等の従事者、生徒、児童、利用者
- ・PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査
- ・補助率4/5（上限17,000円/人/回）

新設  
園、小中学校、児童クラブ等の従事者、生徒、児童、利用者を新たに対象に追加

今後、保育園・児童クラブ・幼稚園・小中学校にも順次拡大

・「利用者」を追加  
・補助率の見直し  
・補助上限額の増額